

議案第二十八号

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則

秋田県教育職員検定審査会規則（昭和二十五年秋田県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 この規則は、教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）第五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による審査を行う秋田県教育職員検定審査会（以下「検定審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「十名以内」を「十名以内」に改める。

第三条中「並びに、」を「並びに」に、「教育委員会が任命又は、」を「秋田県教育委員会が任命し、又は」に改める。

第五条第一項中「会長、副会長各一名」を「会長及び副会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年七月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教育職員免許法施行細則の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第14号）の施行に伴い、所要の規定の整理等を行う必要がある。

2 改正内容

教育職員免許法施行細則の施行に伴い、所要の規定の整理等を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

秋田県教育職員検定審査会規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>第一条 この規則は、教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）第五条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による審査を行う秋田県教育職員検定審査会（以下「検定審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 検定審査会の審査員は、十名以内とする。</p> <p>2 略</p> <p>第三条 審査員及び臨時審査員は、秋田県教育庁職員並びに秋田大学職員及び学識経験者のうちから、秋田県教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>第五条 検定審査会には、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 4 略</p>	<p>第一条 秋田県教育職員検定審査会（以下「検定審査会」という。）は、昭和三十年秋田県教育委員会規則第一号第二十二条に基づき、秋田県教育職員検定に関する審査を行う。</p> <p>第二条 検定審査会の審査員は十名以内とする。</p> <p>2 略</p> <p>第三条 審査員及び臨時審査員は、秋田県教育庁職員並びに、秋田大学職員及び学識経験者のうちから、教育委員会が任命又は、委嘱する。</p> <p>第五条 検定審査会には、会長、副会長各一名を置く。</p> <p>2 4 略</p>